

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「規程」という。)に基づき、一般財団法人ふくしま建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務に係る審査手数料について、必要な事項を定める。

(技術的審査の審査手数料)

第2条 規程第12条に規定する技術的審査業務の審査手数料は、申請一件につき、次に掲げる額とする。

(税込み)

戸建て住宅			共同住宅		
住宅型式性能認定以外の住宅	住宅型式性能認定の住宅	設計住宅性能評価と同時申請の場合	一棟の総戸数	住宅型式性能認定以外の住宅	設計住宅性能評価と同時申請の場合
39,800円	33,500円	8,300円	2～5戸	83,800円	戸当たり審査手数料 @8,300×戸数
			6～10戸	146,000円	
			11～30戸	293,000円	
			31～50戸	544,000円	
			51～100戸	943,000円	
			101～200戸	1,781,000円	

※「住宅型式性能認定」には、「型式住宅部分等製造者の認定を受けた住宅」を含む。

2 適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査業務の審査手数料は、申請一件につき、次に掲げる額とする。

(税込み)

戸建て住宅			共同住宅		
住宅型式性能認定以外の住宅	住宅型式性能認定の住宅	設計住宅性能評価と同時申請の場合	一棟の総戸数	住宅型式性能認定以外の住宅	設計住宅性能評価と同時申請の場合
19,800円	16,800円	4,100円	2～5戸	41,800円	戸当たり審査手数料 @4,100円×戸数
			6～10戸	73,300円	
			11～30戸	146,000円	
			31～50戸	271,000円	
			51～100戸	471,000円	
			101～200戸	890,000円	

※「住宅型式性能認定」には、「型式住宅部分等製造者の認定を受けた住宅」を含む。

3 センターは、同一仕様で技術的審査業務を効率的に実施できると判断したときは、第1項に定める額から一戸につき5,000円を上限として、減額することができる。

(審査手数料の納入方法)

第3条 依頼者は、審査手数料を現金又は銀行振り込みにより納入するものとする。

(審査手数料の返還)

第4条 収納した審査手数料は、原則として返還しない。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成21年5月27日より施行する。

(附則)

この規程は、平成21年5月29日より施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和3年5月1日より施行する。